

飼養衛生管理基準

I 家畜防疫に関する基本事項

チェックシートの項目番号

牛 1～12

豚 1～12

鶏 1～10

※項目によって該当しない家畜もあります

右上のマーク（牛 豚 鶏）を確認してください

家畜の所有者の責務

牛 豚 鶏
1 1 1

- 飼養家畜の家畜伝染病予防、まん延防止に責任がある
- 関連法令を遵守し、衛生的な管理を行わなければならない
- **飼養衛生管理者**を選任する（所有者自身でも可）
管理者は、現場の衛生状況を確認し、従業員を指導
複数の管理区域がある場合、管理区域ごとに管理者が必要

本場管理者



分場管理者

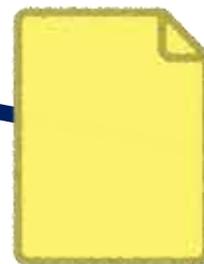


- 家畜防疫に関する最新の情報を把握する
(関係機関からの情報提供、講習会、ウェブサイト)
- 家畜防疫に関する最新の情報を踏まえ、
農場の衛生管理を見直し、改善する
- 車両、長靴、手指を消毒する場所を記した平面図を
備えておく

飼養衛生管理マニュアルを整備

牛 豚 鶏
3 3 3

- 農場のマニュアルを作成し、従業員に配布し周知する
- 外からの立入者もマニュアルに従えるよう、看板や張り紙を掲示、またはマニュアルを配布する



市町
JA
NOSAI
等

※豚は令和3年4月から、牛、鶏は令和4年2月から

飼養衛生管理マニュアルを整備



- 農場内への不適切な物品の持込み禁止
- 機材、器具等の消毒
- 衛生管理区域での愛玩動物の飼養禁止
- 野生動物の侵入防止対策
- 具体的な消毒方法（薬剤・濃度・感作時間）
- 海外旅行時の注意事項 など

家保、担当獣医師、地域等と相談して作成し、
コピーを定期報告に添付し提出してください

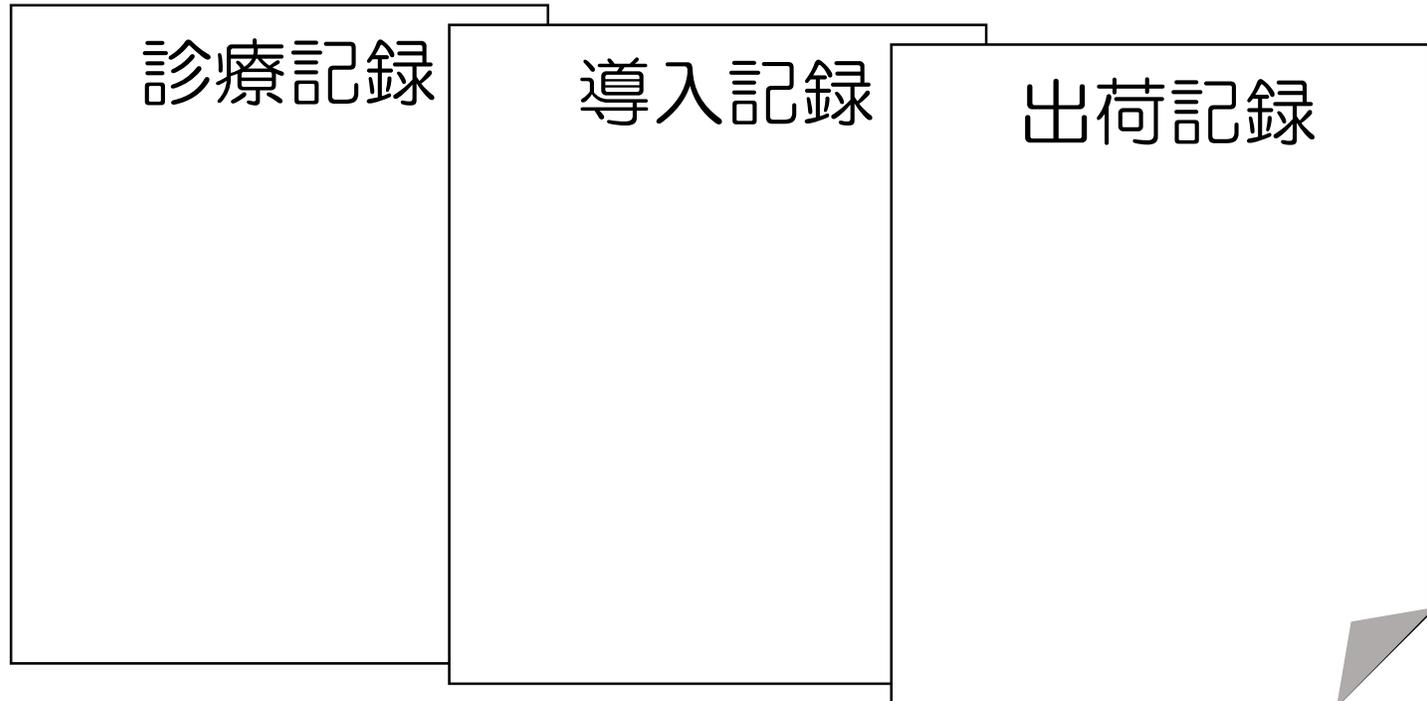
※豚は令和3年4月から、牛、鶏は令和4年2月から

記録の作成・保管

管理区域への立入者の氏名、海外渡航歴、消毒状況等、家畜の導入・出荷頭数等を記録し、1年間保管

立入記録

日付	氏名	所属	目的	消毒
4/5	●●	診療所	治療	○
5/9	▲■	運輸	配達	○



- 1 特定症状を発見した時は、直ちに家保へ通報するよう社内規則を作成し、従業員に周知
- 2 原則、畜舎毎に衛生管理者を選任
または、飼養区分毎に決められた頭羽数に従い選任
(詳細は定期報告書のとおり)
- 3 特に大規模な農場は、
家畜伝染病発生時の対応計画を作成
(豚1万頭以上、鶏20万羽以上の農場のみ)

農場ごとに担当の獣医師または診療施設を定める

本場



分場



大臣指定地域・・・野生動物が豚熱等（いのしし→豚熱、鹿→
口蹄疫）に感染したため、大臣に指定された地域

大臣指定地域に関する追加措置に備えておく

- 農場が指定地域にある場合に求められる追加措置
 - 1 農場への立入制限
 - 2 畜舎毎に衣類を交換
 - 3 農場内の家畜の移動経路への野生動物の侵入防止
- 指定地域の農畜産物を利用する場合の追加措置
当該敷料や飼料の利用の中止または消毒

衛生管理区域

- 家畜の飼養に関係する場所（畜舎、堆肥場、飼料庫等）
- 家畜に触れた者が消毒や衣類交換せずに行動する範囲

- 1 農場立入者にも分かるよう、柵・消石灰帯・看板等で明確に区分
- 2 出入口の数は最小限にする
- 3 家畜や資材の搬入、搬出は可能な限り境界で実施



家畜伝染病の発生時等、放牧が制限される場合に備えておく

- 放牧家畜を収容し、健康確認ができる施設を確保
（一部を柵で囲む、ビニールハウス畜舎等）
- または出荷することにする



※豚は令和3年4月から

口蹄疫等の家畜伝染病では、飼養家畜全頭が患畜または疑似患畜として殺処分対象となる

病原体を広げないよう、死体を農場内に埋却するため、家畜所有者は埋却地を確保しておかなければならない

標準面積：0.9m²/豚1頭、5m²/牛1頭、0.7m²/鶏100羽

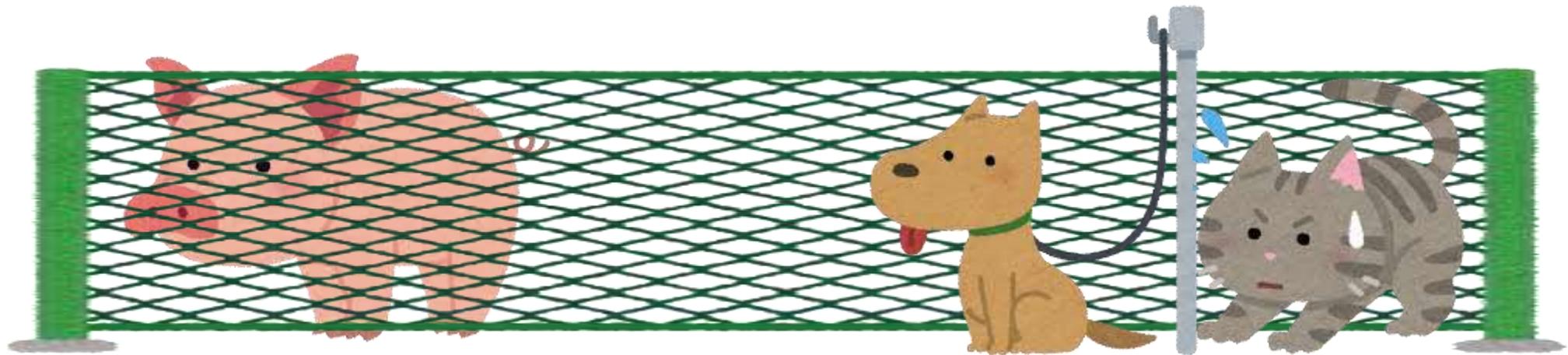
(埋却地を確保できない場合)

- ①農場外の公有地等に埋却することを関係機関と調整
- ②化製場や焼却場と、死体の処理について調整

衛生管理区域内で犬・猫を飼わない

犬や猫の愛玩動物は衛生管理区域外で飼育

- 管理区域外で給餌
- 犬はリードを付け、管理区域への侵入を防止
- 愛玩動物を展示する観光牧場等では、愛玩動物の飼育場所を限定し、病原体の持ち運びを防ぐ



家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で、飼養しない

飼養密度の目安

100kgの子牛	0.72m ² /頭
400kgの繁殖牛	1.83m ² /頭
110kgの肥育豚	0.77m ² /頭
200kgの繁殖豚	1.15m ² /頭
採卵鶏	430~555cm ² /羽

飼養衛生管理基準

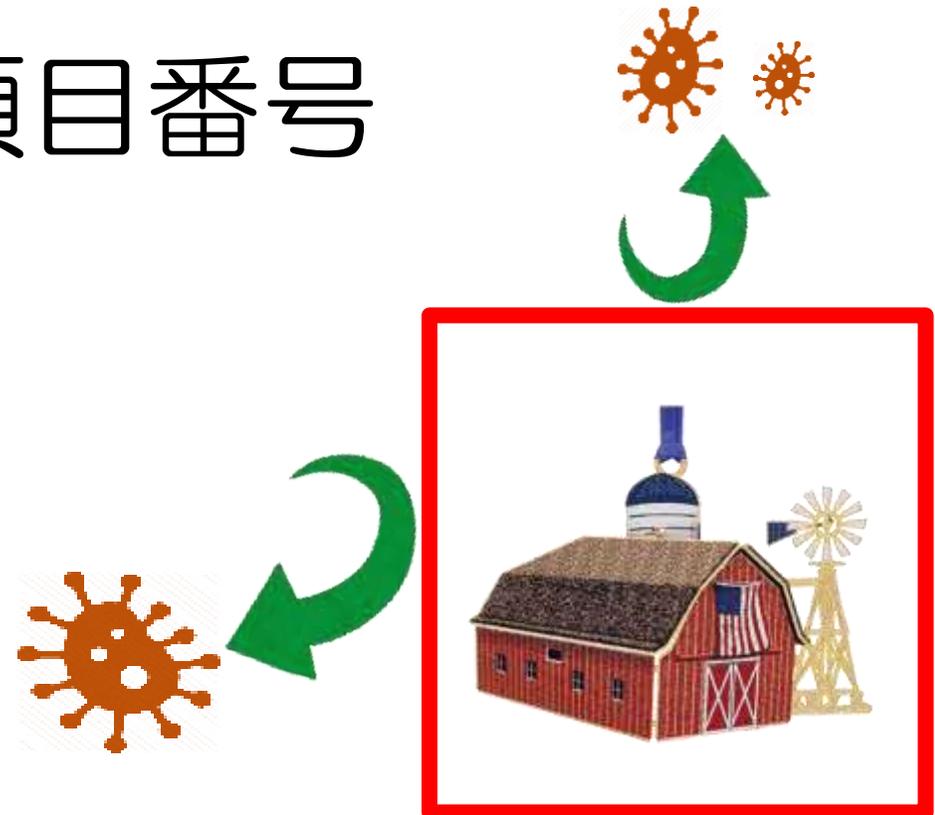
Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止

チェックシート上の項目番号

牛 13～22

豚 13～24

鶏 11～19



看板、門扉、石灰帯等により、不要の立入を制限

※観光牧場等は、入場者に対する規則を作成し、
家畜防疫員に適切であることの確認を受ける



他農場等に入った者等が入場する際の措置

牛 豚 鶏
14 14 12

当日に他の農場等に立ち入った者、
並びに過去1週間以内に海外から来た者は、
必要がない限り農場に立ち入らせない



従業員・獣医師・家畜防疫員・業者等は、
着替え・消毒を実施してから入場



- 手指をスプレー等で消毒、または専用の手袋を着用
- 農場専用の衣類、靴を着用
着脱前後の衣類と靴は離して保管
着替え前後の経路は交差させない



- 入口に消毒設備を設置し、車両を消毒
(動力噴霧機、蓄圧式噴霧器、消石灰帯)



- 運転手が降車する場合、農場専用の靴またはブーツカバーを着用し、病原体の持ち込み、持ち帰りを防止する



他農場等で使用した物品は持ち込まない



他の農場等で使用した物品は、衛生管理区域に持ち込まない

やむを得ず持ち込む場合は、洗浄・消毒

海外で使用した物品は持ち込まない



過去4か月（鶏は2か月）以内に海外で使用した物品は、衛生管理区域に持ち込まない

やむを得ず持ち込む場合は、洗浄・消毒

- 井戸水は、水質検査で飲用可であることを確認
- ため池等は、水質検査で大腸菌や細菌数を確認し、点滴式の塩素消毒と塩素濃度モニタリングを実施



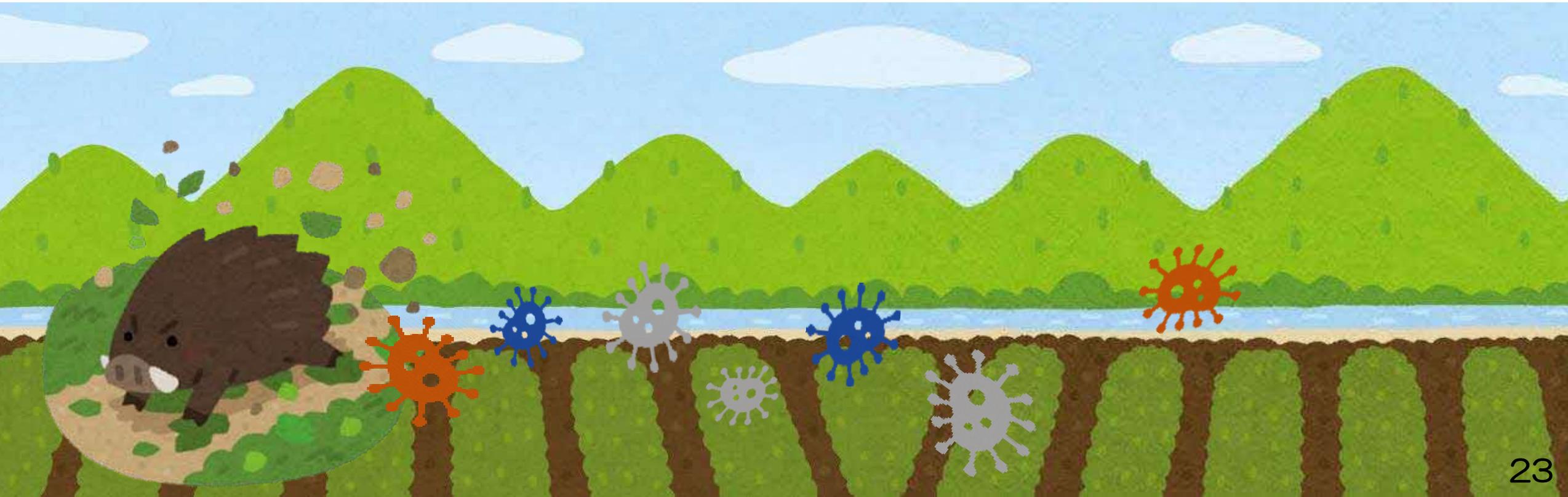
豚熱等のウィルスは加熱された食肉中でも長期間生存し感染源となる恐れがある

- 攪拌しながら90℃で60分以上、または95℃なら19分以上、100℃なら6分以上加熱
- 衛生管理区域に加熱前の原材料を持ち込まない
(加熱処理施設は、管理区域外に設置)
- 加熱前の原材料による交差汚染を防ぐ

病原体に汚染された農畜産物の扱い

大臣指定地域由来の農畜産物を飼料、敷料等に利用する場合、家保の指導を受ける

(いのししの糞が付着している敷料等は使用中止)



野生いのししが生息する地域では、いのししの侵入防止が可能な防護柵等を設置



- **家畜を導入**する場合、導入元の伝染病発生状況を確認
- 導入後は、隔離飼養し、毎日の健康観察を実施

※道外から導入する場合…

2週間前までに、導入計画書を家保に提出
家保による着地検査を受け、3週間は隔離飼養

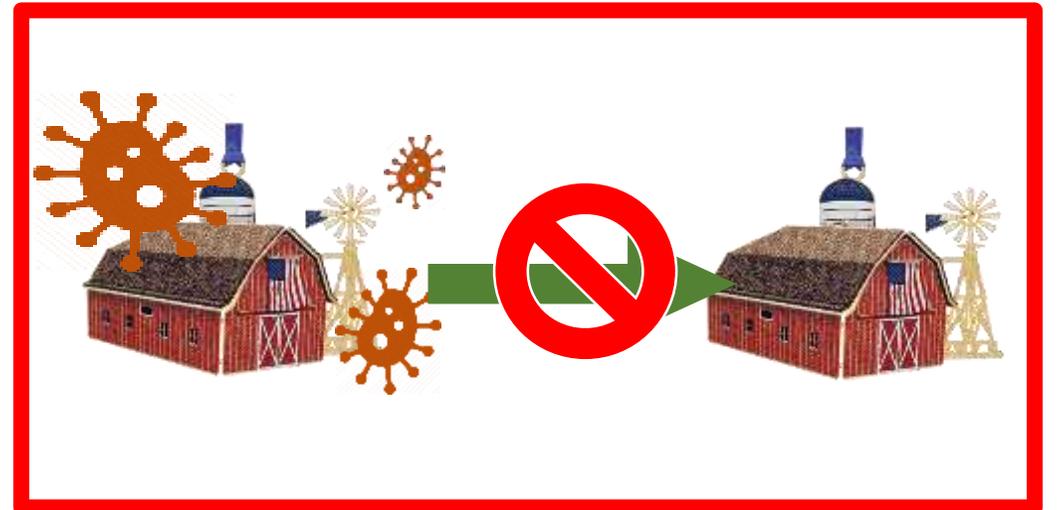


飼養衛生管理基準

Ⅲ 衛生管理区域内における 病原体による汚染拡大防止

チェックシート上の項目番号

牛	23～31
豚	25～33
鶏	20～28



畜舎に立ち入る者の手指消毒または手袋

牛 23 豚 25 鶏 20

入口に消毒スプレーまたは農場専用の手袋を設置

畜舎ごとに専用の靴を設置

豚 26 鶏 21

畜舎ごとに専用の靴を設置、または靴を消毒

牛 24

- 着脱前後の靴は離して保管し、交差汚染を防ぐ
- 畜舎外で病原体に汚染される可能性がない場合は例外とできる

(大臣指定地域では、専用の衣類も畜舎毎に設置)

飼養器具の定期的な清掃、消毒



豚…注射針は少なくとも畜房ごとに交換
人工授精器具は1頭ごとに交換または消毒

畜舎外からの病原体の持ち込み防止



- 家畜の飼養に必要なのない物品を畜舎に持ち込まない
(大臣指定地域では、農場内の家畜の移動経路に
屋根、壁を設置し、野生動物の侵入を防止
または、畜舎入口で消毒したケージやリフト等で
家畜を移動させる)

豚、鶏…畜舎、飼料庫、**堆肥舎**、死体保管場所等に
防鳥ネット等を設置し、野鳥等の侵入を防止

※ネットの網目は2cm以下

※大臣指定地域の放牧場は、給餌場所に防鳥ネット
を設置し、家畜を収容できる設備を確保

牛…牛の死体は野生動物と接触しないように保管する

給餌、給水設備等への野生動物の排せつ物
等の混入防止



ねずみ、ハエ等の駆除、
畜舎の屋根、壁の修繕



衛生管理区域内の整理整頓及び消毒



不要資材の処分、除草、定期的な敷地の消毒

衛生管理区域内の畜舎等の
定期的な清掃、消毒



飼養衛生管理基準

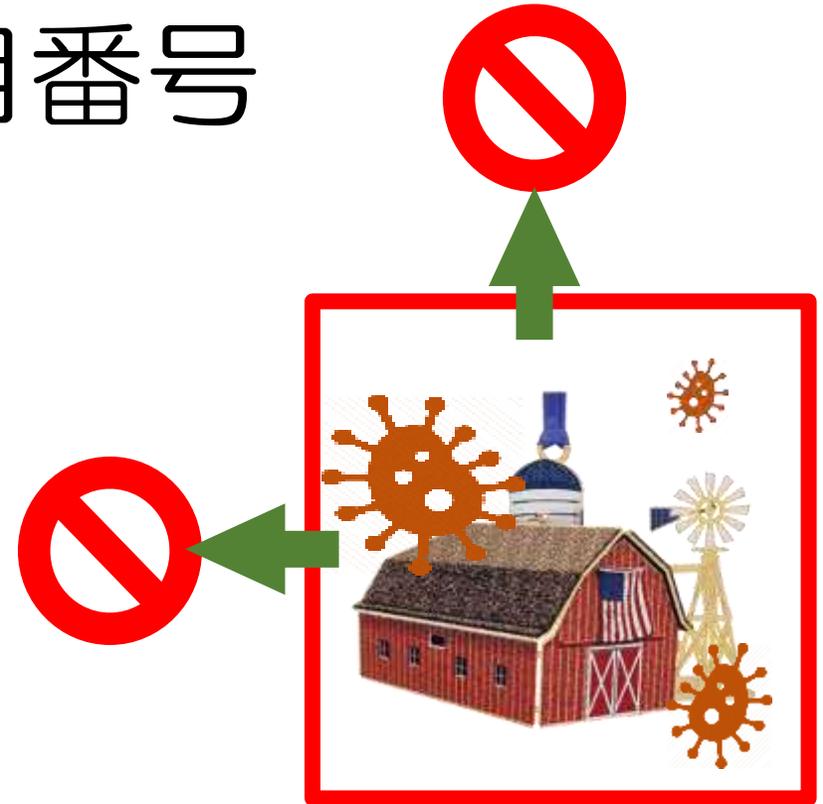
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

チェックシート項目番号

牛 32～38

豚 34～40

鶏 29～35



毎日の健康観察

牛 豚 鶏
32 34 29

衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
衛生管理区域から退出する車両の消毒
衛生管理区域から搬出する物品の洗浄、消毒

牛 豚 鶏
33-35 35-37 30-32

家畜の出荷又は移動時の健康観察
排せつ物、死体を移動させる際は漏出を防止

牛 豚 鶏
36 38 33

糞や死体は、ブルーシートで覆うか蓋付き容器に入れる
最低でも積載量を加減し、慎重に輸送する

特定症状の通報と出荷・移動の自粛

- 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザの特定症状を、平時から理解しておく
- 特定症状を発見した飼養者、または獣医師は、直ちに家保へ通報するとともに、家畜等の出荷、移動を自粛

特定症状以外で死亡や異状が増加した場合

- 獣医師の診療を受ける、または家保に連絡
(事故や感電等、明らかに病気以外の原因の場合は除く)
- 法で定められた監視伝染病でないことが確認される
までは、家畜の出荷、移動を行わない
- 監視伝染病であることが確認された場合、
家保の指導に従う

飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための農場立ち入り

提出された定期報告のチェック表を参考に現地確認等



不遵守の項目は、翌年も現地確認等



著しい不遵守がみられた場合、行政処分
(行政処分：助言→指導→勧告)



再三の行政処分に従わない場合、100万円以下の罰金